

社会福祉法人 尾鷲市社会福祉協議会 物品貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人 尾鷲市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、尾鷲市の地域団体、及び福祉団体等が行うサロンや地域活動（地域での交流を目的とする事業、催し等）に対し、本会が保有・管理する物品の貸出を行うことで地域福祉活動の推進を図ることを目的とする。

(貸出物品)

第2条 貸出対象となる物品は別表1、別表2の通りとする。

(貸出対象)

第3条 貸出対象となる団体は、市内で活動する団体、学校、福祉施設などとする。ただし、サロンや地域活動等で使用する場合に限る。なお、次のいずれかに該当する場合は貸出を行わないものとする。

- (1) 使用目的が営利目的である場合
- (2) 宗教活動又は政治活動で使用する場合
- (3) 市外で使用する場合
- (4) 目的外に使用する場合
- (5) 社協の事業に支障が生じる場合

2 前項各号に当てはまるものでも、会長が特に必要と認めるものについては貸出を許可する。

(貸出期間)

第4条 貸出期間は原則1週間以内とし、使用が終了した場合は元の状態に戻し速やかに返却する。なお、貸出予約は使用日の3ヵ月前からとする。

(貸出料金)

第5条 貸出料金は無料とする。

(貸出申請)

第6条 貸出を希望する者は、『物品貸出申請書』に記入の上、本会に申請する。

(使用者の管理義務)

第7条 使用責任者は、借用を受けた物品を最善の管理により注意をもって使用しなければならない。

- 2 使用責任者は、借用を受けた物品を他の目的に改造、転貸してはならない。
- 3 使用責任者は、借用を受けた物品を故意または過失により破損、もしくは損傷させた場合は本会の指示に従い、ただちに原状に復し、またはその損害を賠償しなければならない。
- 4 使用責任者は、物品の使用中に使用者または第三者に怪我等を負わせた場合、使用責任者が一切の責任を負うものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1 (キッチン用品)

No.	品名	No.	品名
1	ガス釜 3升	34	もろぶた (プラスチック)
2	大なべ	35	丸盆大
3	中なべ	36	丸盆中
4	両手なべ 中～小	37	角盆
5	片手なべ	38	フライパン返し
6	圧力なべ	39	鉄板用返し 特大
7	炊飯器 1升	40	鉄板用返し 大
8	天ぷらなべ	41	はんぎり
9	フライパン	42	すりこぎ大
10	卵焼器	43	泡だて器
11	蒸し器 2段重	44	天かすとり
12	かねざる大	45	麺きり
13	かねざる中	46	ハンドミキサー
14	かねざる小	47	計量器 プラ
15	竹ざる	48	計量器 金
16	ボール大	49	大きじ
17	ボール中～小	50	ピーラー 大・小
18	あらいおけ	51	じょうご 大・小
19	バット大 (バツカン)	52	トング
20	バット中～小 (バツカン)	53	アイスクリームディッシャー
21	包丁	54	茶こし
22	まな板	55	ゴムベラ 中・小
23	バケツ大	56	はかり
24	バケツ中	57	やかん
25	バケツ小	58	魚焼き用フライパン
26	ポリ容器	59	すりこぎの棒
27	ふたつきポリ容器	60	めんぼう
28	キーパー	61	変形ザル大
29	ポット	62	角ザル
30	おたま大	63	鍋フタ 大・小
31	おたま中	64	木フタ
32	しゃもじ大	65	きゅうす
33	しゃもじ小	66	他 食器類

別表2 (イベント・事務用品)

No.	品 名
1	玉入れ道具本体 玉 (紅白)
2	フラフープ
3	シュートゲーム本体 玉
4	ストライクナイン
5	テント
6	テント (日赤名前入り)
7	アンプスピーカー
8	マイク
9	コードリール
10	音楽 CD 各種 (ラジオ体操等)
11	コンテナ (水色)
12	パネル
13	パネル支柱
14	フライングディスク (REC WORLD)
15	囲碁ボール
16	輪投げ
17	ポップコーン器 (神戸ポップコーン PA-36 型)
18	ユニカールー式
19	スカットボールー式
20	高齢者疑似体験グッズ (大) SANWA
21	高齢者疑似体験グッズ (小) SANWA ※小学校低学年～高学年
22	点字 (ケース付)
23	点字 (簡易版)
24	アイマスク
25	プロジェクター (EPSON EMP-760)
26	スクリーン (KIKUCHI GUP-80HDW)
27	ブルーシート